

「特殊詐欺被害対策機能付き」電話機等購入補助金のご案内

高齢者を中心に被害が増加している振り込め詐欺などの特殊詐欺や悪質商法から、市民の皆様の大切な財産を守るための対策として、「特殊詐欺被害対策機能付き」電話機等購入設置に対する補助金を交付します。

補助対象者（次の要件を全て満たすもの）

- ① 市内に住所があり、機器購入日において満65歳以上であること
※申請手続は同一世帯の方が行うことができます。
- ② 本人及び同一世帯に属するものが、本市の市税を滞納していないこと

対象機器

※以下のすべてに該当するものが対象です。

- ① 事前に登録していない電話番号からの着信に対する注意を促す機能がある。
- ② 着信の相手に対し、録音を行う旨の応答を自動的に行う機能がある。
- ③ 被害を引き起こす可能性のある電話の着信を自動的に切断する機能がある。
- ④ 補助対象者が居住する住宅に設置すること。
- ⑤ 市内に事業所を有する事業者から購入すること。

<参考>

全国防犯協会連合会の推奨する「優良防犯電話推奨品目録」をご覧ください。

補助金額

購入及び設置費用の3分の2で上限10,000円(100円未満切捨て)

※ナンバーディスプレイ契約にかかる費用は、ご自身の負担となります。

申請方法

次の書類をそろえて、高梁市役所協働定住課、各地域局または各地域市民センターへ提出してください。

- ① 申請書（市役所窓口、ホームページからダウンロード可能）
- ② 領収書（品名、型番等が記載されているもの）の写し
- ③ 保証書の写し

※購入後1か月以内及び令和8年2月までに申請してください。

令和8年3月以降は対象外となりますのでご注意ください。

【問合せ先】

高梁市役所 協働定住課 市民協働係

電話 0866-21-0254

FAX 0866-22-9460

mail kyodoteiju@city.takahashi.lg.jp

【HP】



【優良防犯電話推奨品目録】

